

第4章 緑の配置方針

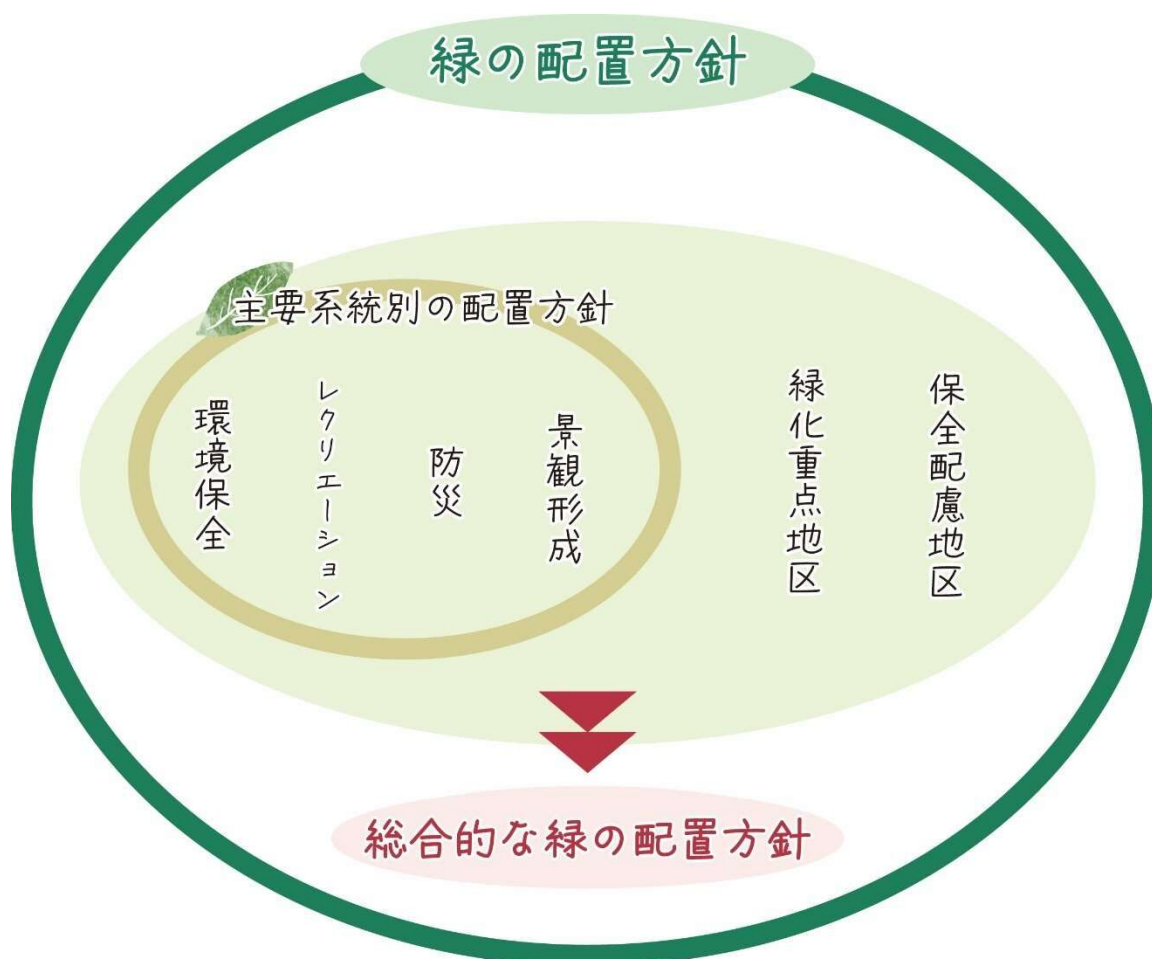
緑は、私たちの生活に深く結びついており、身近に楽しめるレクリエーションの場や生物多様性の確保に資する動植物の生息・生育環境を形成するとともに、大規模災害の発生時における避難場所や避難路、防災拠点となる等の防災性の向上に大きな役割を果たしています。

また、温室効果ガスである、二酸化炭素（CO₂）の吸収固定作用等による地球温暖化の防止や蒸散作用等によるヒートアイランド現象等の都市環境の改善にも大きく寄与しています。

さらに、四季の変化を体現し、美しい自然や地域の景観を形作り、本市の文化形成等にも重要な役割を果たしています。

このように、緑は多様な機能を有しており、これを大きくとらえると、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観形成」の4つの主要系統に整理できます。

緑の将来像を実現するためには、緑が有する様々な機能を効果的に発揮できるよう、それぞれの緑を連結させネットワークを形成するよう配置することが重要です。そのため、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の4系統別の緑の配置方針を定めるとともに、本市が定める緑化重点地区*や保全配慮地区*等を踏まえ、総合的な緑の配置方針を設定します。



1 主要系統別の配置方針

(1) 環境保全系統

緑は、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の抑制、大気の浄化、多様な動植物の生育・生息環境の確保、騒音・塵の飛散・騒音の防止等、環境分野が抱える複雑で多様な課題に対して多面的な機能を発揮します。

環境保全系統の緑については、以下のとおり配置します。

ア 緑豊かな自然環境を保全します。

市内最大級の自然林を有する栗野地区公園をはじめとし、樹林地、水環境、農地等の優れた自然環境を保全するとともに、市民が自然を身近に感じ、親しめるようにします。

イ 良好な生活環境を創出します。

人々が生活する中で自然を感じられるように、身近な緑を積極的に創出します。また、緑の効果を高めるために、様々な緑によるネットワーク化を図ります。

ウ 生物多様性に資する緑やエコロジカル・ネットワーク※を確保します。

優れた自然環境に加え、白旗緑地（蛍の里）等のビオトープを保全することで、生物の生息環境を確保するとともに、都市計画道路等の植栽や河川・水路の整備により、エコロジカル・ネットワークを確保します。

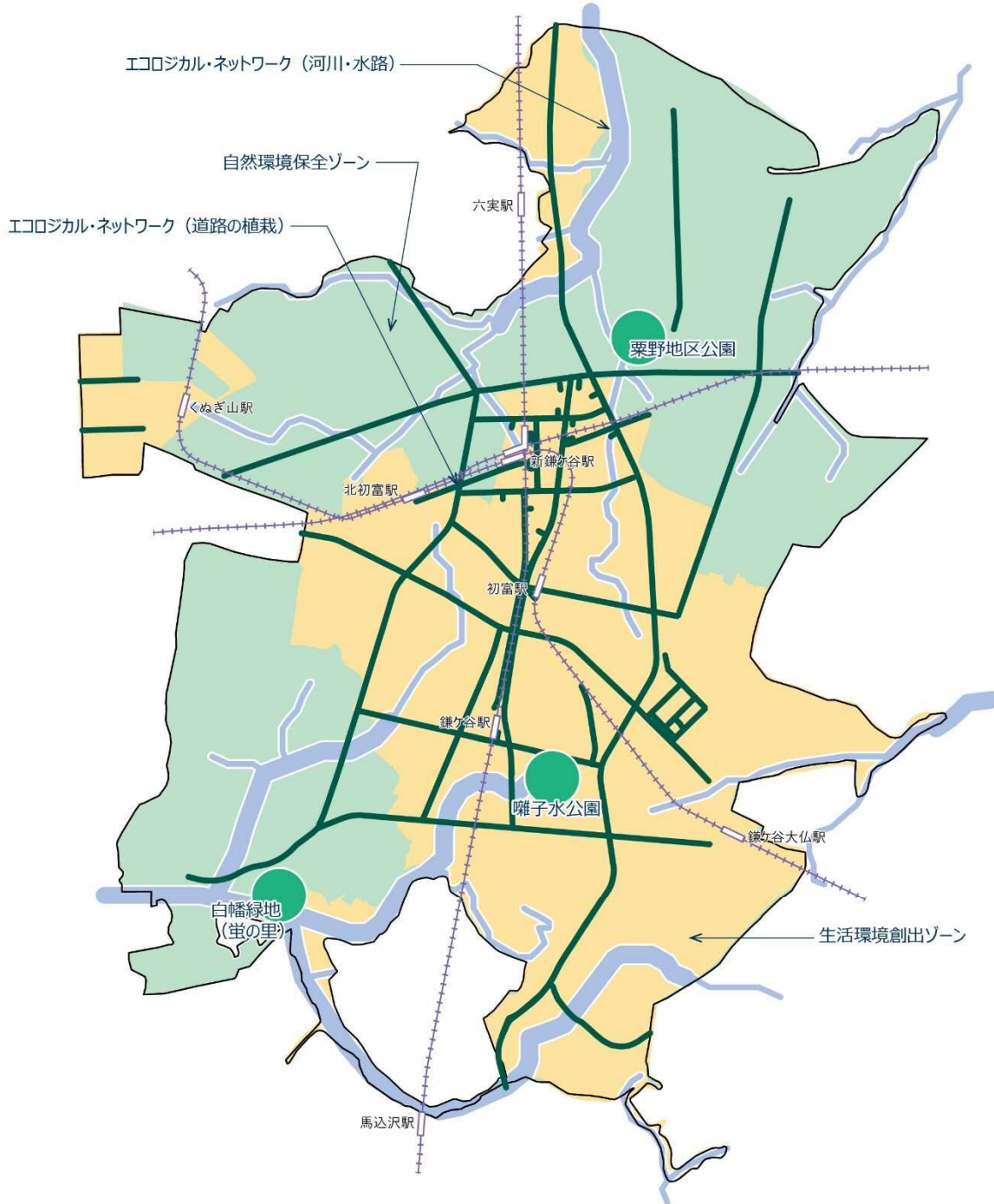
生物多様性と生態系サービス

人間の生活は、食料や水、気候の安定等の生物多様性の恵みによって支えられており、これらの恵みは生態系サービスと呼ばれ、以下のとおり分類されます。

- ①供給サービス（食料、医薬品、衣類等）
- ②調整サービス（気候調整、水量調整、災害軽減等）
- ③生育・生息地サービス（生物の生息環境、遺伝的多様性の維持等）
- ④文化的サービス（レクリエーションの場、精神的な充足等）

生物多様性が豊かであるほど生態系サービスの向上が見込まれることから、将来にわたり生態系サービスを受け続けるためには、その源となる生物多様性を保全していくことが重要です。

環境保全システムの配置方針図



凡例	
 自然環境保全ゾーン（農地・樹林地・緑地ゾーン）	 エコロジカル・ネットワーク（道路の植栽）
 生活環境創出ゾーン（市街地緑化ゾーン）	 エコロジカル・ネットワーク（河川・水路）
 生物多様性に資する代表的な緑	 鉄道

第1章
計画策定にあたって

第2章
鎌ヶ谷市の現状と課題

第3章
緑の将来像と目標

第4章
緑の配置方針

第5章
緑地の保全及び緑化の推進のための施策

第6章
計画の推進に向けた取り組み

(2) レクリエーション系統

緑は、散策、趣味活動、自然とのふれあい、スポーツや文化交流活動、家族や住民相互のコミュニティ等レクリエーションの場として、人々の肉体的・精神的な疲労を癒す機能を持ちます。また、近年では、新型コロナウイルス感染症の流行により、運動不足や精神的なストレスを解消する屋外の貴重なスペースとして、この緑が持つレクリエーション機能の重要性が再認識されています。

レクリエーション系統の緑については、以下のとおり配置します。

ア 自然とふれあえるレクリエーションの場を活用します。

栗野地区公園や白旗緑地(蛍の里)等の豊かな自然環境である緑の整備・保全を進め、様々な世代の人が参加できる緑の環境学習の場として活用を図るとともに、市民農園制度の活用による土との触れ合いが楽しめる場を確保します。

また、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合が整備を推進している「さわやか環境緑地」について関係市及び関係機関等と連携することで、地域に残された貴重な自然との触れ合いの場や健康増進及び憩いの場としての空間の形成を促進します。

イ 日常的なレクリエーションの場を確保します。

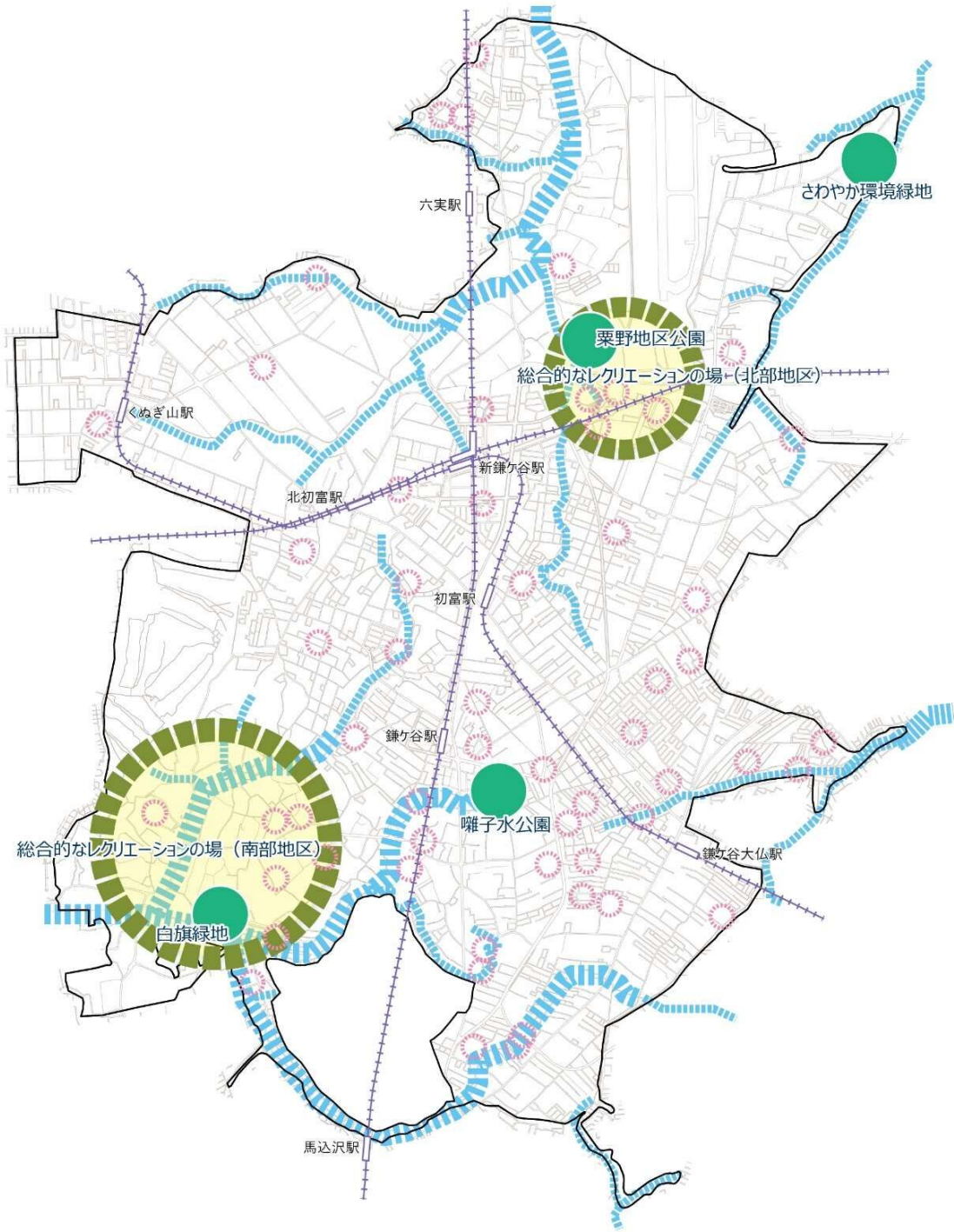
暮らしに身近な公園については、地域住民のニーズに対応した整備や公園のルールづくりを検討し、ふれあいの森については都市公園として整備する等、生活環境の中で日常的なレクリエーションの場となる緑を確保します。また、都市公園や児童遊園における施設の計画的な改修を行い、利用者の安全を確保します。




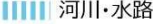
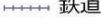
ウ 総合的なレクリエーションの場を創出します。

北部地区は、市制記念公園、陸上競技場、市民体育館等を中心とした多目的なスポーツ・レクリエーションが楽しめる総合的な公園の整備を検討するとともに、栗野地区公園は第二期区域の整備を進めます。

南部地区は、地域資源であるファイターズ鎌ヶ谷スタジアムとの連携強化を図るとともに、市民の森、弓道場、アーチェリー場、中沢みんなのスポーツ広場、中沢多目的グラウンド等、スポーツ・レクリエーションが楽しめる公園等の充実を図ります。

レクリエーションシステムの配置方針図



凡例	
	総合的なレクリエーションの場 (森とスポーツ・レクリエーションゾーン)
	日常的なレクリエーションの場
	自然とふれあえるレクリエーションの場
	河川・水路
	鉄道

第1章
計画策定にあたって

第2章
鎌ヶ谷市の現状と課題

第3章
緑の将来像と目標

第4章
緑の配置方針

第5章
緑地の保全及び
緑化の推進のための施策

第6章
計画の推進に
向けた取り組み

(3) 防災系統

緑は、人々の避難場所、火災の延焼防止、災害復旧の活動拠点、仮設住宅地、水害防止、斜面地の崩落被害防止、様々な防災的な機能を持ちます。

防災系統の緑については、以下のとおり配置します。

ア 避難場所や避難経路となる緑を確保します。

災害時に避難場所、災害復旧の活動拠点、仮設住宅地となる緑を確保するとともに、都市公園においては、かまどベンチを整備する等、緑の防災機能の充実を図ります。

また、東京10号線延伸新線跡地の緑道等の整備を推進することで、災害時の避難路としての機能を確保します。

イ 延焼防止帯となる緑を確保します。

大規模地震等に伴い発生する火災等から生命・財産を守るため、都市公園の整備・充実等により、延焼遮断機能を有する緑の確保を図ります。

ウ 防災効果を有する緑を確保します。

豪雨等による水害等を軽減するため、保水機能を有する緑地の保全を図ります。また、急傾斜地の崩落による被害を軽減するため、がけ崩れ防止効果を有する樹林地の保全を図ります。



防災システムの配置方針図



凡例		
● 広域避難場所	■ 防災効果を有する緑（農地）	— 避難路や延焼遮断帯となる道路
● 避難場所	■ 防災効果を有する緑（樹林地）	— 避難経路となる緑
● 土砂災害警戒区域等	■ 都市公園	▨ 河川・水路
		--- 鉄道

第1章
計画策定にあたって

第2章
鎌ヶ谷市の現状と課題

第3章
緑の将来像と目標

第4章
緑の配置方針

第5章
緑地の保全及び
緑化の推進のための施策

第6章
計画の推進に
向けた取り組み

(4) 景観形成系統

緑は、都市にうるおいを与え、見る人の心を和ませます。また、歴史や文化と結びつき郷土の風景を構成する緑は地域の資産として大切な景観構成要素となります。

景観形成系統の緑については、以下のとおり配置します。

ア 自然的景観を保全します。

市街化調整区域にあるまとまった畑・梨園、大津川や大柏川等の水環境、谷津を囲む斜面林や台地上に残る平地林の樹林地等の自然的景観を保全します。

イ 魅力ある緑の都市景観を創出します。

当市のシンボル空間となる都市軸においては、公園や道路、商業地の植栽を推進することで、魅力ある景観の形成を促進します。特に、鎌ヶ谷市の顔となる新鎌ヶ谷駅周辺や都市軸として位置づけられている鎌ヶ谷駅及び初富駅の周辺については、四季折々の草花を植栽し、みどりあふれる憩いの景観形成を促進します。また、公共施設については、季節に即した緑の植栽を進めるとともに、植栽を適正に保全し良好な景観を保ちます。

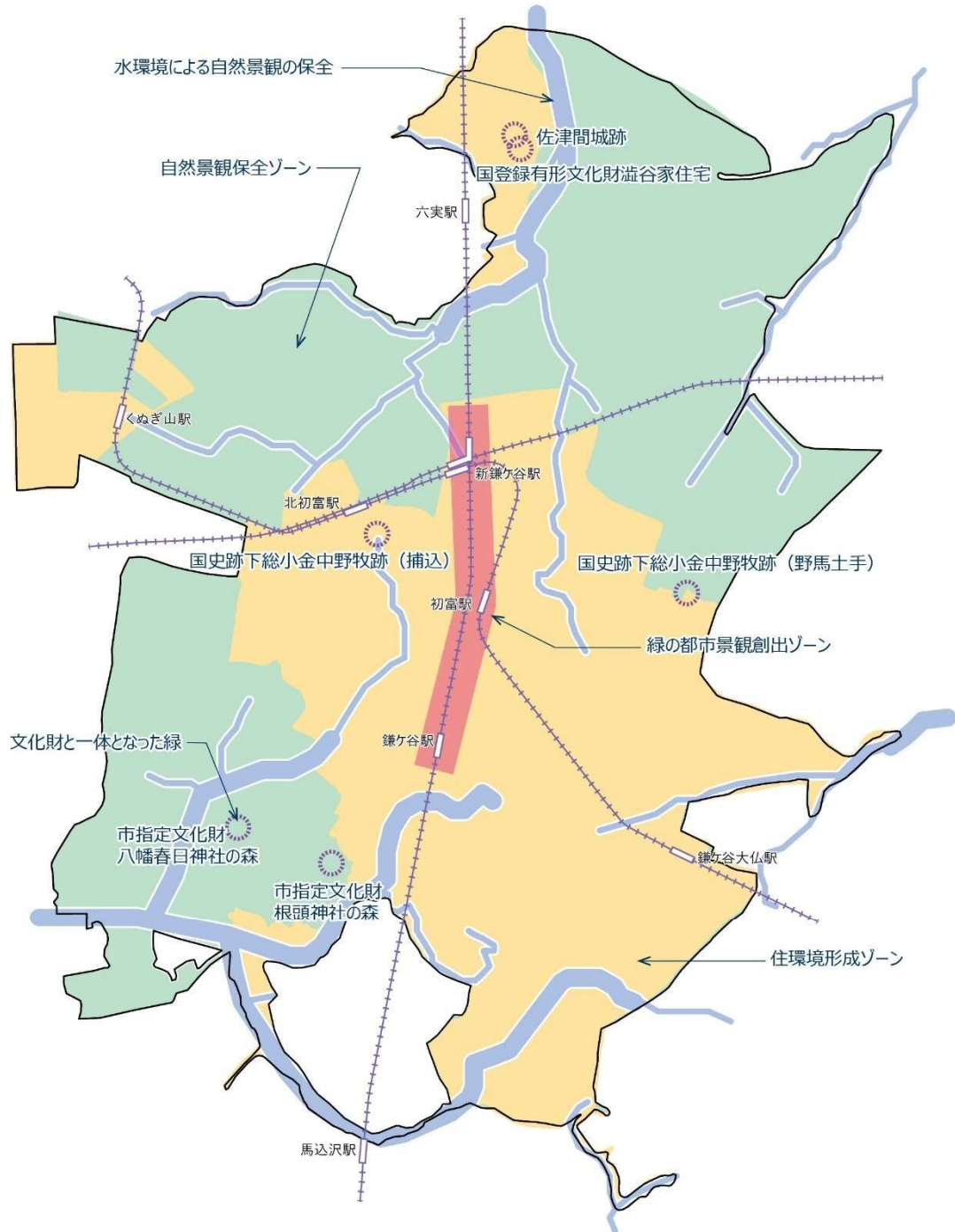
ウ うるおい・やすらぎを感じる住環境の景観の形成を進めます。

都市軸を囲うように広がる住宅地を中心とした地域においては、公共施設及び民有地の積極的な緑化を図るとともに、市街地に残された貴重な樹林地であるふれあいの森を都市公園として整備し、保全することで、市民がうるおいとやすらぎを感じられる住環境の景観形成を促進します。

エ 歴史を活かした緑の景観形成を進めます。

文化財と一体となった緑については、指定文化財や都市公園等として保全することにより、歴史を活かした緑の景観形成を進めることで、本市の魅力の充実を図ります。

景観形成系統方針図



凡例	
 自然景観保全ゾーン (農地・樹林地・緑地ゾーン)	 文化財と一体となった緑
 住環境形成ゾーン (市街地緑化ゾーン)	 緑の都市景観創出ゾーン (都市軸)
 水環境による自然景観の保全	 鉄道

第1章
計画策定にあたって

第2章
鎌ヶ谷市の現状と課題

第3章
緑の将来像と目標

第4章
緑の配置方針

第5章
緑地の保全及び
緑化の推進のための施策

第6章
計画の推進に
向けた取り組み

2 緑化重点地区と保全配慮地区

(1) 緑化重点地区

緑化重点地区とは、駅前等都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、都市の風致*の維持が特に重要な地区等、緑化の必要性が高い地区等について、状況等を勘案し必要に応じておおむねの位置を定めるものです。

前計画の緑化重点地区については、緑が少ない地区として「くぬぎ山地区」・「鎌ヶ谷、南鎌ヶ谷地区」、都市のシンボルとなる地区として「(仮称)総合運動公園周辺地区」・「都市軸地区」としていましたが、都市公園等の整備に加え様々な施策により重点的な緑化を行ったことや、都市農業振興基本法の改正により農地を緑として保全することに位置づけが転換されたことから、本計画では、本市の中心部で鉄道4路線が結節し、行政機能や商業・文化・情報・娯楽等の多様な機能が集積する、鎌ヶ谷市の顔となる新鎌ヶ谷駅周辺と、日常的な買い物や市民サービス等のふれあいやにぎわいが提供される鎌ヶ谷駅及び初富駅周辺について、魅力的な緑化空間の形成を進め本市のイメージアップを図るため、この3駅の駅前広場を中心としたエリアを緑化重点地区に位置づけます。

(2) 保全配慮地区

保全配慮地区とは、風致景観の保全、生物多様性の保全、自然とのふれあいの場の提供等の観点から重要となる自然的環境に富んでいる地区等について、状況等を勘案し必要に応じておおむねの位置を定めるものです。

前計画においては保全配慮地区の設定はありませんが、総合基本計画をはじめ、都市計画マスタープラン、本計画において、緑に囲まれた中でスポーツやレクリエーションが楽しめる施設等が集まるエリアとして定めている北と南の「森とスポーツ・レクリエーションゾーン」を保全配慮地区に位置づけます。

3 総合的な緑の配置方針

(1) 総合的な緑の配置方針

主要系統別の緑地配置方針や緑化重点地区及び保全配慮地区を踏まえ、市街化等の都市の発展動向や緑の配置バランス等を考慮し、総合的な緑の配置方針を定めます。

なお、当該方針の推進にあたっては、地域が抱える様々な課題を解決するための有効な手段として、グリーンインフラの導入を進めていきます。

ア 中心市街地から東西に広がる緑のラインの形成を推進します。

北初富駅、貝柄山公園、東京10号線延伸新線跡地の緑道等、新鎌ヶ谷地区の一部、市制記念公園、森と公園やスポーツ施設等を中心とした総合的な公園を含む空間の整備・充実を進め、本市の中心市街地である新鎌ヶ谷地区から東西に広がる緑のラインを形成することで、都市生活の安全性や快適性、利便性を高め、緑のネットワークの実現を目指します。

イ 森とスポーツ・レクリエーションゾーンの形成を推進します。

北部地区は、市制記念公園、陸上競技場、市民体育館等を中心とした多目的なスポーツ・レクリエーションが楽しめる総合的な公園の整備を検討します。また、栗野地区公園は環境学習の場等として活用するとともに、まとまりある貴重な樹林地を保全するため、第二期区域の整備を進めます。

南部地区は、河川を中心に農地、樹林地が広がる谷津の自然を保全します。特に、蛍の生息が確認されている白旗緑地（蛍の里）は、自然のままで生息できる環境を作るための整備を進めます。また、ファイターズ鎌ヶ谷スタジアムとの連携強化を図るとともに、市民の森、弓道場、アーチェリー場、中沢みんなのスポーツ広場、中沢多目的グラウンド等の充実を図ります。

これらの取り組みにより、貴重で豊かな緑（保全配慮地区）の保全と、スポーツ・レクリエーションの場の確保を図ります。

ウ にぎわいを生む魅力ある緑を創出します。

本市のまちづくりの中心となる都市軸に含まれる、新鎌ヶ谷駅、初富駅、鎌ヶ谷駅の3駅の駅前広場を中心としたエリア（緑化重点地区）に四季折々の草花を植栽し、みどりあふれる憩いの景観を形成することで、人々のさらなるにぎわいの創出を図ります。

エ エコロジカル・ネットワークの形成を推進します。

優れた自然条件を有する緑を拠点とし、野生動物の移動・分散を可能とする道路植栽や河川・水路等の緑のラインで繋がられた空間の整備・充実を進めることで、生物多様性の保全を進めます。

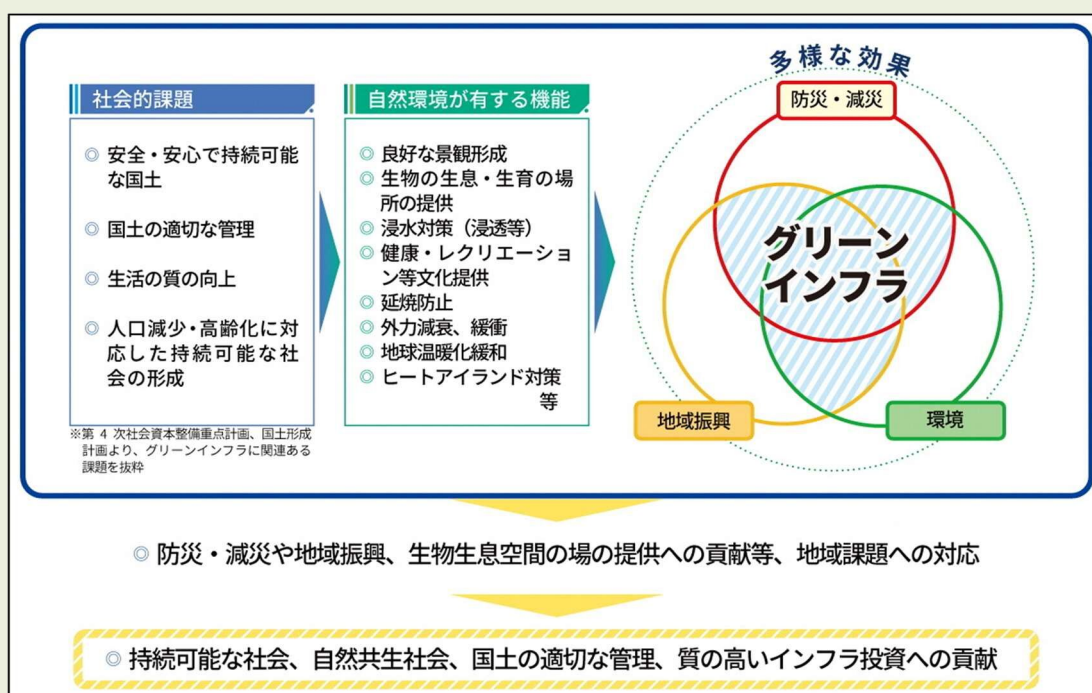
オ 自然豊かな水環境を保全します。

河川や水路、調整池等を整備及び適正に管理することで、水害対策や景観形成等の多面的な機能の向上を図ります。

特に、大津川や根郷川については、南北の森とスポーツ・レクリエーションゾーンと市街地外郭幹線を結ぶ重要な水環境であるため、この河川の保全を推進し、エコロジカル・ネットワークの機能の向上を図ります。

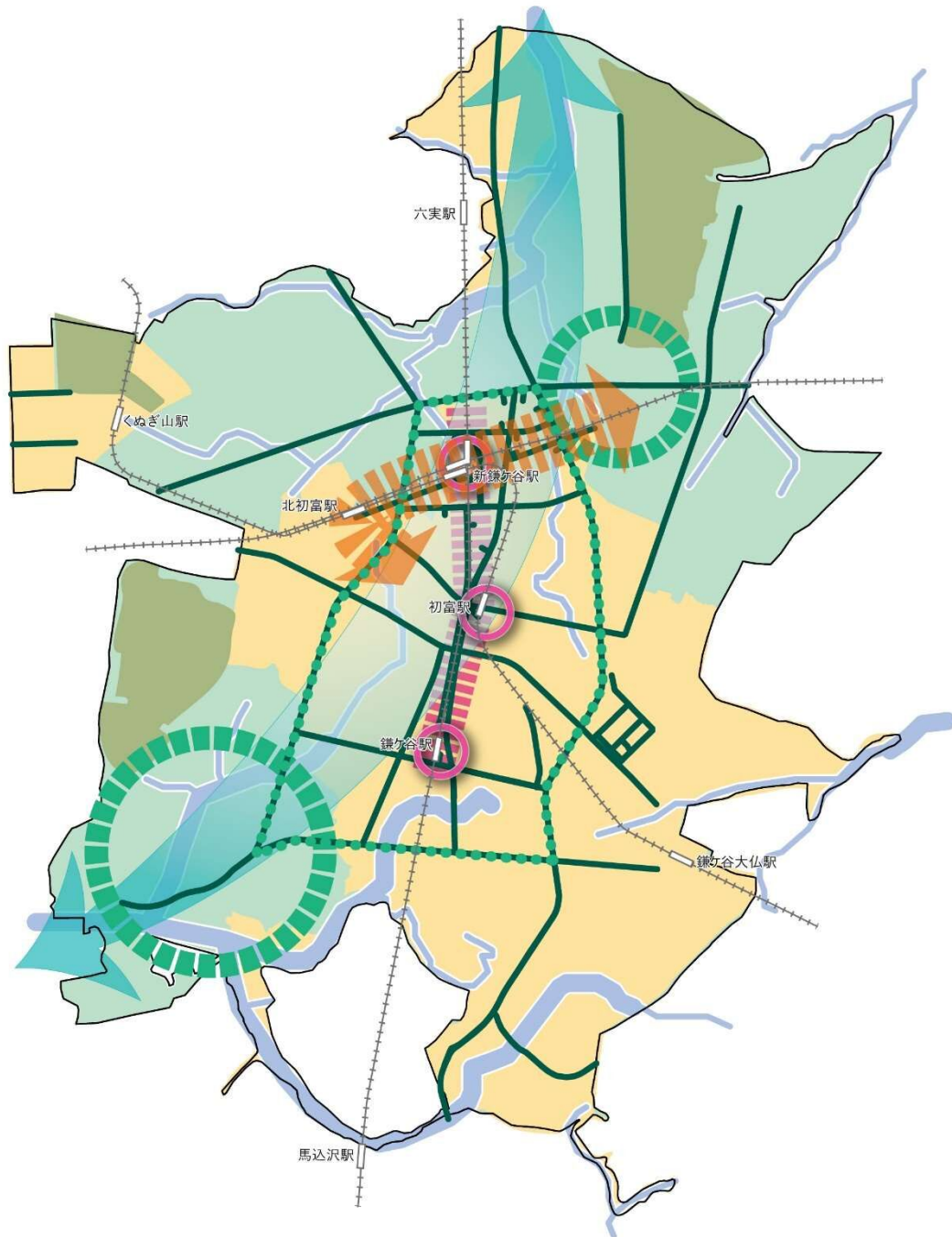
グリーンインフラ

グリーンインフラとは、自然環境が有する多様な機能を活用し、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもので、近年では、持続可能な社会と経済の発展に寄与するものとして注目されています。



出典：国土交通省 HP

総合的な緑の配置方針図



凡例			
	にぎわいを生む魅力ある緑 (緑化重点地区)		農地・樹林地・緑地ゾーン
	森とスポーツ・レクリエーションゾーン (保全配慮地区)		市街地緑化ゾーン
	水環境・道路の植栽による緑の環境ライン		都市軸
			市街地外郭幹線
			鉄道
			エコロジカル・ネットワーク (道路の植栽)
			エコロジカル・ネットワーク (河川・水路)